

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第1号	さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例	行政透明推進課	令和4月3月28日
条例第2号	さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	デジタル改革推進部	令和4月3月28日
条例第3号	さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例	人 事 課	令和4月3月28日
条例第4号	さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課	令和4月3月28日
条例第5号	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例	総 務 課	令和4月3月28日
条例第6号	さいたま市恩給条例を廃止する条例	職 員 課	令和4月3月28日
条例第7号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	都 市 計 画 課	令和4月3月28日
条例第8号	さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例	福 祉 総 務 課	令和4月3月28日
条例第9号	さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例及びさいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	障 害 政 策 課	令和4月3月28日
条例第10号	さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例	年 金 医 療 課	令和4月3月28日
条例第11号	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	子ども家庭総合センター 総務課	令和4月3月28日
条例第12号	さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部を改正する条例	子ども家庭総合センター 総務課	令和4月3月28日
条例第13号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国民健康保険課	令和4月3月28日
条例第14号	さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例	環 境 対 策 課	令和4月3月28日
条例第15号	さいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	水 道 計 画 課	令和4月3月28日
条例第16号	さいたま市消防団条例の一部を改正する条例	消防団活躍推進室	令和4月3月28日
条例第17号	さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例及びさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	障 害 支 援 課	令和4月3月28日

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第18号	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例	税 制 課	令和4年3月31日
条例第19号	さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例	国 民 健 康 保 険 課	令和4年3月31日

さいたま市条例第1号

さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）</u>を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 要配慮個人情報 <u>個人情報保護に関する法律第2条第3項に規定する要配慮個人情報</u>をいう。</p> <p>(3)～(10) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）</u>を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 要配慮個人情報 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報</u>をいう。</p> <p>(3)～(10) [略]</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第2号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成27年さいたま市条例第60号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給若しくは生活保護準用事務に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」とい	1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給若しくは生活保護準用事務に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」とい

う。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報（以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは市の療育手帳制度に基づく療育手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「地域子ども・子育て支援事業情報」という。）又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報（以下「保

う。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報（以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「地域子ども・子育て支援事業情報」という。）又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報（以下「保育所費用徴収情報」という。）であ

		育所費用徴収情報」という。) であって規則で定めるもの
2～5 [略]		
6 市長	[略]	生活保護関係情報、 <u>障害者関係情報</u> 、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
7～21 [略]		
22 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>生活保護関係情報</u> 又は <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの
23 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>生活保護関係情報</u> 又は <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの
24～32 [略]		
33 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは <u>子育てのための施設等利用給付</u> の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
34・35 [略]		
36 市長	児童扶養	障害者関係情報で

		って規則で定めるもの
2～5 [略]		
6 市長	[略]	生活保護関係情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
7～21 [略]		
22 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報又は <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
23 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報又は <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
24～32 [略]		
33 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
34・35 [略]		

	手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	あつて規則で定めるもの
37 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第3号

さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>5</u> <u>、980人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ 市立病院の職員 <u>1,221人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>35人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>14人</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>977人</u></p> <p>(8) 消防職員 <u>1,393人</u></p> <p>(9) 水道事業管理者の事務部局の職員 <u>384人</u></p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の定数外とする。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>5</u> <u>、682人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ 市立病院の職員 <u>1,048人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>34人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>13人</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>1,033人</u></p> <p>(8) 消防職員 <u>1,357人</u></p> <p>(9) 水道事業管理者の事務部局の職員 <u>376人</u></p> <p>2 任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条の規定に基づき、団体に派遣されている職員、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2</p>

条の規定により自己啓発等休業をしている職員がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
 - (3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員
 - (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
 - (5) 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項の規定により団体に派遣されている職員
 - (6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員
 - (7) さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員
 - (8) さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員
- 3 前項各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員は、復職し、又は職務に復帰した日の属する年度の末日まで、定数外の職員とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第4号

さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑦</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑧</u> [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">イ・ウ [略]</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑦</u> <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑧</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑨</u> [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">イ・ウ [略]</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に</u></p>

員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第5号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第4（第3条関係） ア 行政職給料表に係る等級別基準職務表		別表第4（第3条関係） ア 行政職給料表に係る等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
7級	(1) 部長（6級の部長を除く。） 又は出納室長の職務 (2)・(3) [略]	7級	(1) 部長（6級の部長を除く。） <u>公室長</u> 又は出納室長の職務 (2)・(3) [略]
8級	(1) 局長、 <u>公室長</u> 、本部長、区長 又は事務局長の職務 (2)~(4) [略]	8級	(1) 局長、本部長、区長又は事務局長の職務 (2)~(4) [略]
イ~オ [略]		イ~オ [略]	

(さいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

第2条 さいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(消防長の資格)</p> <p>第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号) 第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市の行政事務に従事した者で、さいたま市事務分掌条例(平成14年さいたま市条例第74号)第1条に規定する局等の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。</p>	<p>(消防長の資格)</p> <p>第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号) 第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市の行政事務に従事した者で、さいたま市事務分掌条例(平成14年さいたま市条例第74号)第1条に規定する局等(市長公室を除く。)の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第6号

さいたま市恩給条例を廃止する条例の制定について

さいたま市恩給条例（平成13年さいたま市条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第7号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～51の10 [略]		1～51の10 [略]	
52 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イの規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査		52 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、 <u>第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ</u> の規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査	
(1)～(8) [略]	[略]	(1)～(8) [略]	[略]
53 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は <u>第63条第3項第7号イ</u> の規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査（都市計画法第29条の規定による許可を受けた宅地の造成に係るものを除く。）	[略]	53 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、 <u>第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ</u> の規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査（都市計画法第29条の規定による許可を受けた宅地の造成に係るものを除く。）	[略]
54 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ <u>又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ</u> の規定による優良住宅新築認定の申請		54 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、 <u>第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しく</u>	

に対する審査		は第7号ロの規定による優良住宅新築認定の申請に対する審査	
(1)~(6) [略]	[略]	(1)~(6) [略]	[略]
55 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項又は第38条の5第9項の規定による特定住宅用地譲渡認定の申請に対する審査	[略]	55 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項、第38条の5第9項又は第39条の9第9項の規定による特定住宅用地譲渡認定の申請に対する審査	[略]
56 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号の規定による譲渡予定価額の申出に対する審査	[略]	56 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号、第38条の5第10項第4号又は第39条の9第10項第2号の規定による譲渡予定価額の申出に対する審査	[略]
57~80 [略]		57~80 [略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第8号

さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市民生委員定数条例（平成26年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を <u>1,469</u> 人とする。	民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を <u>1,458</u> 人とする。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

さいたま市条例第9号

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例及びさいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

(さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区盆栽町453番地に設置する。	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。

(さいたま市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第2条 さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	位 置	定 員	名 称	位 置	定 員
[略]			[略]		
さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	さいたま市北区 本郷町1番地	[略]	さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	さいたま市北区 本郷町17番地 <u>7</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

さいたま市条例第10号

さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
(さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第1条 さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p><u>ア さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年さいたま市条例第53号）による子育て支援医療費助成金の支給を現に受けている受給資格者が監護する乳幼児・児童</u></p> <p><u>イ さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）によるひとり親家庭等医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p>ウ 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に</p>

規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

(2)～(11) [略]

2 前項の規定（同項第1号アからクまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)～(4) [略]

（支給の方法）

第8条 [略]

2～4 [略]

5 前2項に規定するもののほか、受給資格者（埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）が本市の区域外の医療機関等（第3項の市長の認める医療機関等を除く。）で医療を受け、かつ、当該医療機関等から規則で定めるところにより当該医療に要した費用に係る情報の提供があった場合において、その内容を審査し、適当であると市長が認めたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該受給資格者に対し医療費助成金を支給することができる。この場合において、市長は、規則で定める通知書により受給資格者に通知するものとする。

規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

(2)～(11) [略]

2 前項の規定（同項第1号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)～(4) [略]

（支給の方法）

第8条 [略]

2～4 [略]

5 前2項に規定するもののほか、受給資格者（埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）が本市の区域外の医療機関等で医療を受け、かつ、当該医療機関等から規則で定めるところにより当該医療に要した費用に係る情報の提供があった場合において、その内容を審査し、適当であると市長が認めたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該受給資格者に対し医療費助成金を支給することができる。この場合において、市長は、規則で定める通知書により受給資格者に通知するものとする。

（さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正）

第2条 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）第4条第1項の規定による医療費助成金の支給を受けることができる者</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長は、第3条第2項第5号に掲げる者に該当したことにより対象者でなくなったものが、さいたま市心身障害者医療費支給条例による受給資格を喪失し、再び対象者の要件を満たすと認める場合その他の規則で定める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、当該者を受給対象者として登録するものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、前2項の規定により登録した受給対象者に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付しなければならない。ただし、前条第1項の規定により受給対象者の属する家庭のひとり親等（以下「受給資格者」という。）にひとり親家庭等医療費を支給しないこととしたときは、この限りでない。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 <u>受給資格者は、規則で定める事項について異動があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）による医療費助成金の支給を現に受けている者</u></p> <p>(6) <u>さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年さいたま市条例第53号）による子育て支援医療費助成金の支給を現に受けている受給資格者が監護する乳幼児・児童</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長は、前項の規定により登録したひとり親等（以下「受給資格者」という。）に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付しなければならない。ただし、前条第1項の規定により当該受給資格者にひとり親家庭等医療費を支給しないこととしたときは、この限りでない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 <u>受給資格者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>

(さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）第4条第1項の規定による医療費助成金の支給を受けすることができる者</u></p> <p>エ <u>さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）第7条第1項の規定によるひとり親家庭等医療費の支給を受けすることができる者に監護されている者</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、乳幼児・児童が第2条第2号ウに掲げ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）による医療費助成金の支給を現に受けている者</u></p> <p>エ <u>さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）による医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

る者に該当したことにより受給資格者がこの条例による子育て支援医療費の支給を受けることができなくなった後、当該乳幼児・児童がさいたま市中心身障害者医療費支給条例第4条第5項の規定により医療費助成金の支給を受けることができなくなり、かつ、当該乳幼児・児童を現に監護している者が第2条第3号に掲げる保護者の要件を満たすと認められる場合その他の規則で定める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、当該保護者を前項の規定による受給資格を有する者として登録するものとする。

4 市長は、乳幼児・児童が第2条第2号エに掲げる者に該当したことによりこの条例による子育て支援医療費の支給を受けることができなくなった保護者が、さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費の支給を受けることができなくなり、かつ、第2条第3号に掲げる保護者の要件を満たすと認められる場合その他の規則で定める場合にあつては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該保護者を同項の規定による受給資格を有する者として登録するものとする。

5 市長は、前3項に規定する受給資格者に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付するものとする。

3 市長は、前項に規定する受給資格者に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中さいたま市中心身障害者医療費支給条例第3条第1項第1号の改正（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第4項の規定による受給対象者への受給資格証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても同条の規定の例により、行うことができる。

さいたま市条例第11号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第12条 児童福祉施設の長は、入所中の <u>法第33条の7</u> に規定する児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該 <u>児童等</u> の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
- 2 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																																			
<p>(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																			
<table border="1"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>第</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>入所中の<u>児童</u>に対し法第47</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>条第1項本文の規定により親</td> </tr> <tr> <td>条</td> <td>権を行う場合であって懲戒す</td> </tr> <tr> <td></td> <td>るとき又は同条第3項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該<u>児童</u></td> </tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table>		[略]		第	[略]	1	入所中の <u>児童</u> に対し法第47	2	条第1項本文の規定により親	条	権を行う場合であって懲戒す		るとき又は同条第3項		当該 <u>児童</u>	[略]		<table border="1"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>第</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>入所中の<u>法第33条の7</u>に規</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>定する<u>児童等</u>に対し法第47</td> </tr> <tr> <td>条</td> <td>条第1項本文の規定により親</td> </tr> <tr> <td></td> <td>権を行う場合であって懲戒す</td> </tr> <tr> <td></td> <td>るとき又は同条第3項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該<u>児童等</u></td> </tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table>		[略]		第	[略]	1	入所中の <u>法第33条の7</u> に規	2	定する <u>児童等</u> に対し法第47	条	条第1項本文の規定により親		権を行う場合であって懲戒す		るとき又は同条第3項		当該 <u>児童等</u>	[略]	
[略]																																					
第	[略]																																				
1	入所中の <u>児童</u> に対し法第47																																				
2	条第1項本文の規定により親																																				
条	権を行う場合であって懲戒す																																				
	るとき又は同条第3項																																				
	当該 <u>児童</u>																																				
[略]																																					
[略]																																					
第	[略]																																				
1	入所中の <u>法第33条の7</u> に規																																				
2	定する <u>児童等</u> に対し法第47																																				
条	条第1項本文の規定により親																																				
	権を行う場合であって懲戒す																																				
	るとき又は同条第3項																																				
	当該 <u>児童等</u>																																				
[略]																																					
2	[略]	2	[略]																																		

さいたま市条例第12号

さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市子ども家庭総合センター条例（平成29年さいたま市条例第28号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(5) [略] (6) <u>子ども</u> への自立に向けた支援に関すること。 (7)～(11) [略]	(業務) 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(5) [略] (6) <u>未成年者</u> への自立に向けた支援に関すること。 (7)～(11) [略]
(利用資格等) 第16条 [略] 2 市民コンタクトスクエアのうち、バンドスタジオ及びダンススタジオ並びにこれらの附属設備を利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する <u>20歳未満の者</u> (2) [略] 3 [略]	(利用資格等) 第16条 [略] 2 市民コンタクトスクエアのうち、バンドスタジオ及びダンススタジオ並びにこれらの附属設備を利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する <u>未成年者</u> (2) [略] 3 [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第13号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.26</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.51</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>3万900円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>2万9,500円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.42</u>を乗じて算定する。</p>	<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.24</u>を乗じて算定する。</p>
<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>9,900円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>9,100円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">（介護納付金課税額に係る所得割額）</p> <p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1</u></p>	<p style="text-align: center;">（介護納付金課税額に係る所得割額）</p> <p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1</u></p>

00分の2. 17を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万9000円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第3条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号におい

00分の2. 10を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2000円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第3条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の

て同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 21,630円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,930円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7,630円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 15,450円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 4,950円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 5,450円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその

数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 20,650円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,370円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7,140円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 14,750円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 4,550円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 5,100円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世

その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,180円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1,980円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,180円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,635円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,725円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,450円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,485円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,475円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4

帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,900円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1,820円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,040円

， 9 5 0 円

3 世帯主、その世帯に属する国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第1項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「同法」とする。

附 則

1～8 [略]

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第13項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

10～13 [略]

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定

2 世帯主、その世帯に属する国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「同法」とする。

附 則

1～8 [略]

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第13項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

10～13 [略]

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適

の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

15 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主等が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

15 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主等が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主等が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林

18 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主等が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合

所得金額の合計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

21 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

22 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約

計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

21 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

22 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特

等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

23 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

24 世帯主等が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

23 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

24 世帯主等が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

25・26 [略]

25・26 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第14号

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～14 [略] <u>（令和5年度における取扱量等の報告の特例）</u> 15 <u>令和5年度における第74条第2項の規定に より報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事 項に係る第71条第1号の規定の適用については、 同号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年 法律第86号）第2条第2項に規定する第一種指 定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指 定化学物質」とあるのは、「特定化学物質の環境へ の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する 法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令 第288号）による改正前の特定化学物質の環境 への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関す る法律施行令（平成12年政令第138号）別表 第1に掲げる第一種指定化学物質及び同令別表第 2に掲げる第二種指定化学物質」とする。</u>	附 則 1～14 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市条例第15号

さいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第275号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 [略] 2 [略] 3 給水人口は、 <u>140万人</u> とする。 4 1日最大給水量は、 <u>42万8,000立方メートル</u> とする。	(経営の基本) 第3条 [略] 2 [略] 3 給水人口は、 <u>133万人</u> とする。 4 1日最大給水量は、 <u>57万5,000立方メートル</u> とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第16号

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市消防団条例（平成13年さいたま市条例第282号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(服務規律)</p> <p>第10条 消防団員は、団長の招集によって出動し、<u>服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、その状況に応じて出動し、<u>服務しなければならない。</u></u></p> <p>(消防団員の報酬)</p> <p>第14条 消防団員には、<u>年額報酬及び出動報酬</u>を支給する。</p> <p>2 <u>年額報酬は、年度ごとに別表に定める額を支給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて日割りにより計算した額を支給する。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年度の中途において、<u>年額報酬</u>の額の異なる階級に異動した場合</p> <p>3 前項の規定により<u>年額報酬</u>の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 <u>出動報酬は、消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>災害の職務 1回につき 4,000円</u></p> <p>(2) <u>前号の職務以外の職務 1回につき 3,000円</u></p> <p>5 <u>前項第1号に掲げる職務の1回の従事時間が4時間を超える場合は、その超過時間4時間までごとに4,000円を同号に定める額に加算して支給する。</u></p>	<p>(服務規律)</p> <p>第10条 消防団員は、団長の招集によって出動し、<u>服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>火災その他災害</u>の発生を知ったときは、その状況に応じて出動し、<u>服務しなければならない。</u></u></p> <p>(消防団員の報酬)</p> <p>第14条 消防団員には、<u>別表に定める報酬</u>を支給する。</p> <p>2 <u>報酬は、年度ごとに支給するものとし、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて日割りにより計算した額を支給する。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年度の中途において、<u>報酬</u>の額の異なる階級に異動した場合</p> <p>3 前項の規定により<u>報酬</u>の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

- 6 第4項第2号に掲げる職務の1回の従事時間が4時間を超える場合は、3,000円を同号に定める額に加算して支給する。
- 7 出動報酬は、各年度の四半期ごとに支給する。

(消防団員の費用弁償)

第15条 消防団員が公務のために旅行したときは、さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

別表（第14条関係）

区 分	年 額 報 酬 の 額
消防団長	82,500円
消防副団長	69,000円
消防分団長	50,500円
消防副分団長	45,500円
消防部長	37,000円
[略]	

(消防団員の費用弁償)

第15条 消防団員に、費用弁償として、出動手当及び旅費を支給する。

2 出動手当は、消防団員が災害防御、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 災害防御の職務 1回につき 3,000円
- (2) 前号の職務以外の職務 1回につき 2,500円

3 前項第1号に掲げる職務の1回の従事時間が6時間を超える場合は、3,000円を同号に定める額の出動手当に加算して支給する。

4 出動手当は、各年度の四半期ごとに支給する。

5 公務のため旅行する消防団員の旅費については、さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）を準用する。

別表（第14条関係）

区 分	報 酬 額 (年 額)
消防団長	119,000円
消防副団長	86,000円
消防分団長	65,000円
消防副分団長	52,000円
消防部長	39,000円
[略]	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第17号

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例及びさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている第3条の規定による改正前のさいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設等については、第3条の規定による改正後のさいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、 <u>令和6年3月31日</u> までの間は、なお従前の例による。	附 則 1 [略] (経過措置) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている第3条の規定による改正前のさいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設等については、第3条の規定による改正後のさいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、 <u>令和4年3月31日</u> までの間は、なお従前の例による。

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年さいたま市条例第19号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前のさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第2条の規定による改正後のさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前のさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第2条の規定による改正後のさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第18号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第82条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>）の閲覧の手数料は、1件につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第82条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1件につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第82条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書（<u>同条の証明書にあっては、同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>）の交付手数料は、証明書1件ごとに300円とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第82条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料は、証明書1件ごとに300円とする。</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止</p>

失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第23条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3

改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第23条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第45条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 [略]

る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第45条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 [略]

(さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年さいたま市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中第45条の改正を次のように改める。

(法人の市民税の申告納付)

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの

(法人の市民税の申告納付)

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつ

規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、法第321条の8第38項に規定する外国の法人税等を課された場合には、同項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1

てはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、法第321条の8第26項に規定する外国の法人税等を課された場合には、同項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第32

1 第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 [略]

1 条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第48条第4項において同じ。）がある連結子法人

(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第46条第3項及び第48条第4項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第48条第4項において同じ。))に限る。) については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則に定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる^{と認められる場合}において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 [略]

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則に定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる^{と認められる場合}において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 [略]

1.4 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1.5 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1.6 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

1.5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1.6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1.7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（固定資産税に係る経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に係る経過措置）

第3条 改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第19号

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p>

(さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条の改正を次のように改める。

<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）及び同条</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）及び同条</p>
--	--

第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 21,630円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,930円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7,630円

第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 20,650円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,370円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7,140円

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 15,450円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 4,950円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 5,450円

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,180円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1,980円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,180円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 14,750円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 4,550円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 5,100円

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,900円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1,820円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,040円

規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 635円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 725円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12, 360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15, 450円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 485円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 475円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3, 960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 950円

3 世帯主、その世帯に属する国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第1項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「同法」とする。

2 世帯主、その世帯に属する国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、）」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「同法」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。